

柏崎刈羽原子力発電所7号機 原子炉建屋大物搬入建屋に関する 保安規定変更認可申請の概要

2020年6月8日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

概 要

柏崎刈羽原子力発電所7号機の大物搬入建屋の建替工事に伴い、2019年2月から当該エリアの管理区域設定を解除し、非管理区域化していたが、工事完了の目途がついたことから管理区域として再設定する。

申請内容

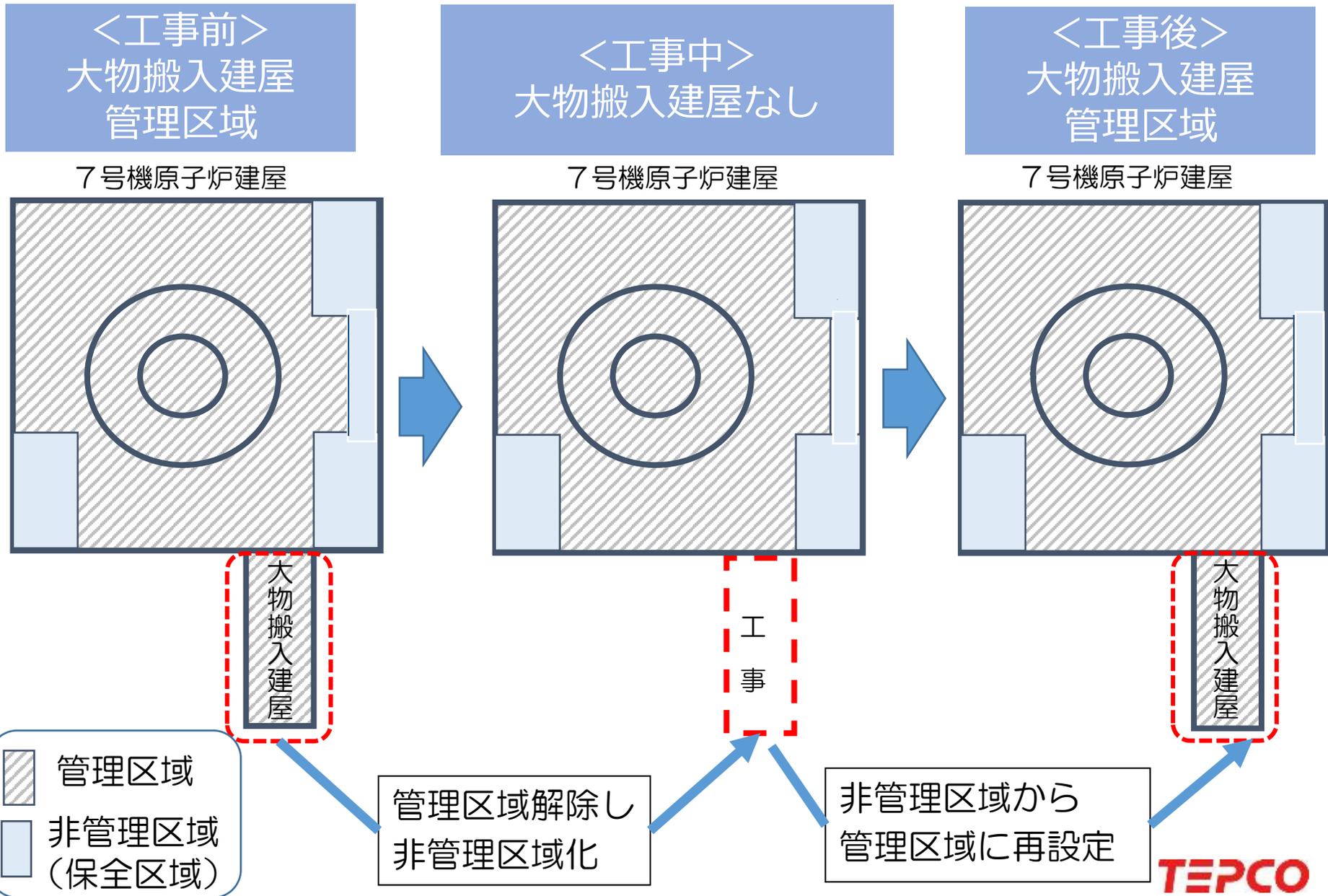
- 大物搬入建屋の管理区域および保全区域※の変更（再設定）

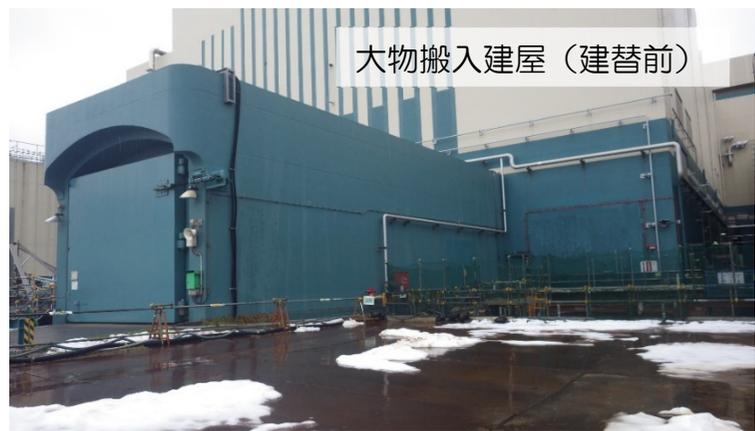
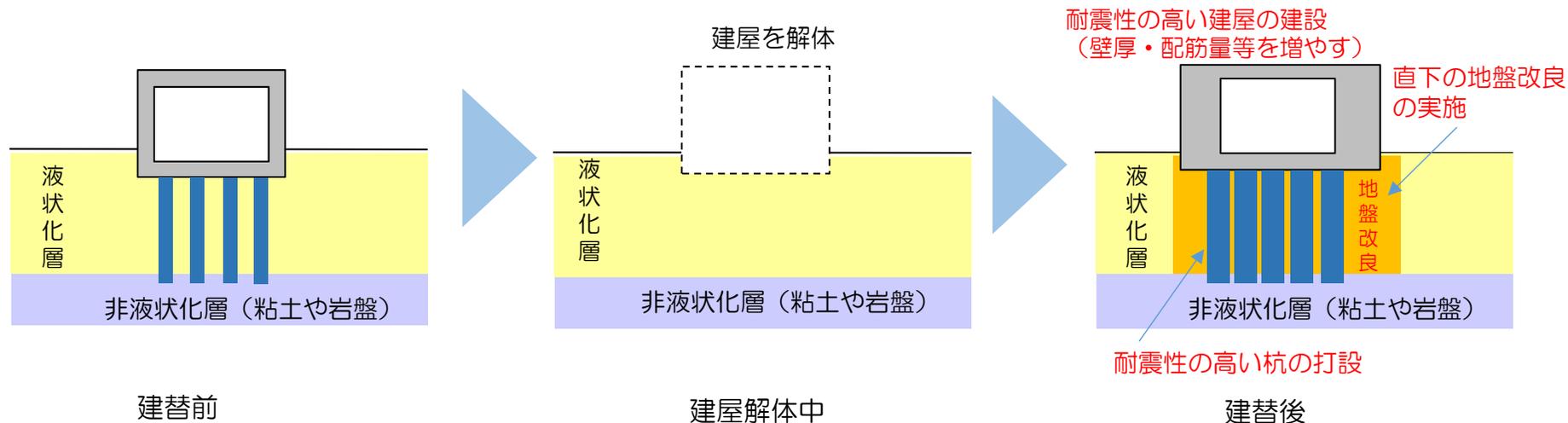
経 緯

- 耐震性向上及び液状化対策のため、2019年4月から7号機大物搬入建屋の解体・建替工事を実施。
- 工事で建屋が解体されるため、管理区域設定のままでは、バウンダリ（放射線防護上の境界）の維持が困難であることから、放射線測定、原子炉建屋からの隔離（扉の閉鎖）等の安全処置を講じた上で、大物搬入建屋の管理区域設定を解除し非管理区域とする。
- 2018年6月保安規定変更認可申請を実施し、同年9月に認可いただく。
- 工事完了の目途が付いたことから、再度管理区域として再設定する。

※保全区域：発電所保全のため、特に管理を必要とするエリアのうち管理区域以外の場所
そのエリアの一つである原子炉建屋の形状が変わるため保全区域図も変更する

管理区域の再設定について





- 内容：基準地震動 S_s に対する耐震性能を有するように強化
- ① 建屋を撤去 ② 基礎地盤の改良 ③ 基礎杭を設置 ④ 耐震強化した建屋の新設